

戸籍に関するQ A

Q 1 戸籍謄本とは。

A 1 戸籍謄本とは、個人の氏名、生年月日のほか、出生や死亡、婚姻や離婚、養子縁組や離縁など、身分変動を記録した書類の写しです。

Q 2 戸籍謄本と戸籍抄本の違いは。

A 2 戸籍謄本とは、戸籍に記載されている内容の全部の写し（全部事項証明書）
戸籍抄本とは、戸籍に記載されている内容の一部の写し（一部事項証明書）

Q 3 全部事項証明書は、生まれてから死亡するまでの全部の戸籍をいうか。

A 3 違います。その戸籍に記載されている内容の全部の写しです。

Q 4 除籍謄本とは。

A 4 戸籍に記載されている人が死亡すると、その人は戸籍から除かれます。

また、戸籍に記載されている人が結婚しても、その人の戸籍から抜けて新しい戸籍に移ります。

このように、戸籍に記載されている人が一人ずつ戸籍から抜けて行き、最終的に戸籍に誰もいない状態になってしまうと、その戸籍は閉鎖されます。

このようにして、閉鎖された戸籍を「除籍」といい、その写しを「除籍謄本」といいます。

Q 5 改正原戸籍（はらこせき）謄本とは。

A 5 改正原戸籍とは、戸籍の形式を変更する法律の改正によって閉鎖された古い形式の戸籍をいいます。

昭和23年に戸籍法が改正され、戸籍の編製基準が変更となり、戸主とその両親や兄弟、子供で編成されていた三代戸籍が廃止され、夫婦とその子供で編成する二代戸籍となりました。

これにより、祖父母と長男夫婦とその子供がひとつの戸籍の中に共存していた場合、戸籍を作り変えました。

このような法令の改正による戸籍の形式の変更を「改製」といいます。

平成6年にも戸籍法が改正され、従来の戸籍は縦書きでしたが、戸籍管理がコン

コンピュータ化されたことにより、横書きの様式に変更されました。

この法令の改正により作り変えられた古い戸籍を「改製原戸籍」といいます。

Q 6 戸籍の附票とは。

A 6 戸籍が作られてから現在に至るまでの住所が記録されたものです。

Q 7 本籍（本籍地）とは。

A 7 本籍とは、戸籍に記載されている人が任意に定める日本国内のいずれかの地番が存在する土地のことをいいます。

また、本籍により表示された場所（本籍の所在地）のことを本籍地といいます。

（本籍の例）糸魚川市一の宮1丁目2番（住居表示地区は番までです。）

糸魚川市大字間脇1000番地

Q 8 筆頭者とは。

A 8 筆頭者とは、戸籍の始めに記載されている方のことです。

この筆頭者の姓（氏）が戸籍に記載されている全員に及びます。

原則として、初婚同士の方が結婚すると夫婦で新たに戸籍を作ります。

このとき夫の氏を選ぶと夫が筆頭者で、妻が配偶者となり、逆に妻の氏を選ぶと妻が筆頭者で、夫が配偶者になります。

また、筆頭者の方が亡くなっても、筆頭者は変わるとはありません。

Q 9 現在の戸籍から分かれて、自分単独の戸籍を作ること（分籍）はできますか。

A 9 分籍はできます。（分籍届を届出いただく必要があります。）

なお、分籍には次の条件があります。

- ・ 夫婦がそれぞれ別々の場所を**本籍地**とすることはできません。
- ・ 筆頭者及び配偶者を除く戸籍に記載されている成年のみ分籍届が可能です。
- ・ 一度分籍届をすると分籍届前の戸籍に戻ることはできません。
- ・ 既に除籍になっている戸籍の分籍をすることはできません。
- ・ 分籍届をしても、親子関係等の身分関係には変更ありません。

Q10 従前の本籍（出生当時の戸籍や婚姻前の戸籍等）はどのように確認するのですか。

A10 相続等の手続をする際、出生から現在までの戸籍を全部揃えることで、必要な方の身分関係の変動の状況（婚姻や養子縁組の有無等）の証明とすることがあります。

証明として必要な時期の戸籍の本籍と筆頭者が分らない場合は、現在の戸籍に記

載されている事項から、従前の戸籍の本籍や筆頭者を確認した上で、必要となる戸籍をご請求いただくこととなります。詳しくは窓口担当者にお尋ねください。

Q11 戸籍の届出（出生届、婚姻届、死亡届等）をしたその日に戸籍の謄本（全部事項証明）等を発行してもらえますか。

A11 戸籍の届出していただいた当日に、戸籍の謄本や抄本を発行することはできません。

戸籍の届出受付後、戸籍への記載及び記載された事項の点検等の作業を行うため、通常、発行可能になるまでに戸籍の届出後、3日から10日程度かかります（本籍地に届出の場合は1日（翌開庁日）から3日程度が目安となります。）。

Q12 戸籍の保存期間は何年ですか。

A12 **【現在戸籍】**

保存期間の定めがなく、除籍や改製されるまで保存されます。

【除籍】

戸籍に記載されている方が全て除籍になった年度の翌年から150年です。

【改製原戸籍】

戸籍を改製した日から150年です。